

## マザーズの上場制度の見直しについて

平成 14 年 3 月 19 日  
株式会社東京証券取引所

### 改正趣旨

上場会社の倒産件数が戦後最高を記録するなど企業の淘汰が進行する中で、我が国経済の構造改革のためには、新規産業の早急な育成がますます重要な国民経済的課題となっている。

東京証券取引所では2年前に、我が国初の新興企業向け市場としてマザーズを開設し、投資者に対する魅力的な投資物件の提供と新興企業に対する資金調達手段の提供に努め、一定の貢献をしてきたが、最近では上場会社数が伸び悩むなど、必ずしも所期の目的を達しているとはいいいにくい状況にある。

そこで、マザーズに対する投資者の信頼回復と魅力向上を図るとともに、新興企業の上場を促進し、もって構造改革の一層の進展に資するため、退出ルールの強化や上場要件の緩和など、マザーズの上場制度について所要の整備を行うこととする。

### 改正概要

| 項目                   | 内容  | 備考   |
|----------------------|---|--|
| 1. 売上高に係る上場廃止基準の新設等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>最近1年間における売上高が1億円に満たないこととなった場合(利益の額が正であるときを除く。)には、上場廃止とする。ただし、上場申請日の属する事業年度は適用しない。</li> <li>上場前の売上高が1億円に満たない場合(利益の額が正であるときを除く。)には、上場日に事業計画の概要を開示しなければならないものとする。当該計画の概要について変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、直ちにその変更又は訂正の内容を開示しなければならないものとする。</li> </ul> | <p>売上高に係る上場審査基準(正であること)については、現行どおりとする。</p> <p>「事業計画の概要」には、売上高に係る上場廃止基準に該当しない見込みであることを示す売上高又は売上高及び利益の額の水準の推移の計画並びにそれらの策定根拠となった前提条件を記載するものとする。</p> |
| 2. 時価総額に係る上場廃止基準の新設等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>時価総額が5億円に満たないこととなった場合において、猶予期間内に時価総額が5億円を回復しないときは、上場廃止とする。</li> <li>猶予期間は、時価総額が5億円に満たないこととなった時から3か月(当該3か月内に改善計画書が提出・公表された場合は、9か月)</li> </ul>   | <p>「時価総額が5億円に満たないこととなった場合」とは、終値によって算出した最近1か月間における平均時価総額又は月末時点の時価総額が5億円に満たない場合とする。</p> <p>「時価総額が5億円を回復しないとき」とは、終値に</p>                            |

| 項目  | 内容  | 備考  |
|---|---|---|
| <p>3. 上場申請における新規事業性に係る要件の撤廃</p> <p>4. 公開株式数に係る上場審査基準の見直し</p> <p>5. 変更上場の際の開示に係る審査の合理化</p> | <p>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場全般の需給環境の急激な悪化により当取引所が当該基準の適用が適当でないとした場合は、当該基準を適用しないものとする。</li> <li>・ これに伴い、新規上場時に要する時価総額については、10億円以上を要するものとする。</li> <li>・ 新規事業性に係る対象要件を撤廃し、「高い成長可能性」を有していれば足りるものとする。</li> <li>・ 上場に際しては1000単位以上の公募又は公募及び売出しを行うこととする。ただし、公募は最低500単位以上を求めることとする。</li> <li>・ マザーズから市場第一部・第二部への変更上場に際しては、企業内容等の開示の適正性について、マザーズにおける開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して審査を行うこととする。</li> </ul> | <p>よって算出した最近1か月間における平均時価総額及び月末時点の時価総額が5億円以上とならないときとする。</p> <p>既上場銘柄については半年間当該基準を適用しない。</p> <p>現行、時価総額に係る上場審査基準においては、5億円以上を要するものとしている。</p> <p>上場対象事業の業種が限定されているといった誤解を解消する。</p> <p>現行は1000単位以上の公募を義務付けている。</p> |

改正時期

平成14年5月初旬の実施を目途とする。

以上